

(3) 上大島町会費徴収規程

第1条 町内費は、上大島町自治会規約第13条により毎年度各戸ごとに徴収する町内費のほか、当町内に所在する特別の個人、法人等からも町内費を徴収するものとする。

第2条 前条の特別な個人法人等とは概ね次のものとする。

- 一 町内に本店、支店、営業所等の事務所、工場、資材置き場(物置等を含む)、アパート、マンション等を有する、当町内に居住していない個人又は法人。
- 二 他の市町村からの耕作者(いわゆる小作人)
- 三 一号、二号に準ずるもの

第3条 会費の額

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------|
| 一 | 一般 | 持ち家：年額 7,000円
借家：年額 5,000円 |
| 二 | 特別な個人又は法人 | 敷地面積又は建築面積等により
組長会議で決定した額 |

第4条 会費の納入方法

- 一 一般は、年度の4月から6月の間、各伍長が個別に集金し組長に名簿を添えて提出する。組長は、内容を確認の後、会計に提出する。
- 二 特別な個人又は団体のうち伍長が集金する以外のものについては、会長及び会計が集金に当たるものとする。ただし、マンション、アパート等において経営者が借家人の会費を一括支払う場合は、自治会の普通預金口座へ振り込みにより納入することができるものとする。

第5条 特別な個人又は法人の会費の額を決定する場合は、組長会議において過半数の決定同意を要するものとするが、その際、施設の規模、業績、既納入者の額等を斟酌する等、平等性を確保するよう留意する。

第6条 この規程を改正する場合は、役員会で審議し、伍長会の過半数の同意をもって決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。